

鳥取市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第3号

鳥取市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取市個人情報保護条例（平成14年鳥取市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第27条の2」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を削り、第2号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2

条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

第6条第4項中「第2項第2号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を削り、同条第2項第1号中「法令又は条例(以下「法令等」という。)」を「法令等」に改め、同項第8号中「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)」を「審査会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を収集することができる。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第28条第1項第1号中「、第2項及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規

定、第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項を削る改正規定、第6条第2項第1号及び第8号の改正規定、第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に2項を加える改正規定、第28条第1項第1号の改正規定並びに次項の規定（鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年鳥取市条例第32号）第2条第2号の改正規定に限る。）は、平成31年1月1日から施行する。

（鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

2 鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条第2項第8号」を「第6条第4項第8号」に改め、同条第3号中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

（鳥取市暴力団排除条例の一部改正）

3 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第2条第2号」を「第2条第1号」に、「第2条第1号」を「第2条第2号」に改める。

（準備行為）

4 実施機関は、この条例による改正後の第6条第3項第2号の規定により鳥取市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされる事項については、附則第1項ただし書の規定による施行の日前においてもその意見を聴くことができる。